



平成 30 年 3 月 16 日

各 位

会 社 名 株式会社エスクロー・エージェント・ジャパン

代 表 者 名 代表取締役社長 本 間 英 明

(コード番号：6093 東証第一部)

問 い 合 っ せ 先 取締役執行役員 太 田 昌 景
管 理 本 部 長

(TEL. 03-6703-0500)

証券取引等監視委員会による 当社元役員に対する課徴金納付命令の勧告について

本日、証券取引等監視委員会から、社外の情報受領者による当社株式の内部者取引に関わり、当社元役員による重要事実の伝達行為に金融商品取引法違反の事実が認められました。この事実認定により、課徴金納付命令を発出するよう、証券取引等監視委員会から内閣総理大臣及び金融庁長官に対して勧告を行ったとの発表がなされました。

当社としては、関係者の皆様に心より深くお詫び申し上げますとともに、二度とこのような事態を起こさないよう、再発防止に取り組んでまいります。

当社は、今回の事態を厳粛に受け止め、外部専門家を交えた特別調査委員会を設置し、本件の経緯及び内容の調査並びに当社の重要事実の管理の状況について証券取引等監視委員会の調査の妨げにならない範囲ですでに検証を進めております。

今後、特別調査委員会の報告を受けた後、調査結果の内容及び対応策を速やかにご報告させていただく所存です。

以 上